

平成 20 年 2 月 8 日

### 3号機における作業員の放射性物質の微量な内部取り込みについて

東京電力株式会社  
福島第二原子力発電所

平成 20 年 2 月 7 日、運転中の 3 号機原子炉建屋 6 階で、使用済燃料プール内の廃棄物の移送作業を行っていた協力企業作業員 1 名に放射性物質による身体汚染が確認されたため、ホールボディカウンター\*<sup>1</sup>で測定を実施したところ、微量な放射性物質の内部取り込みの疑い\*<sup>2</sup>があることがわかりました。

このため、本日、当該作業員について再測定\*<sup>3</sup>を実施したところ、午前 9 時 30 分、微量な放射性物質の内部取り込みが確認されました。

今後、原因について調査します。

なお、今回の事象により今後 50 年間に受ける放射線の量は約 0.005 ミリシーベルト\*<sup>4</sup>と評価され、胸部エックス線検診（1 回分・約 0.05 ミリシーベルト）より低く、身体に影響を与えるものではありません。

以 上

\* 1 ホールボディカウンター

体内にある放射性物質を体外から測定する放射能測定装置。

\* 2 放射性物質の内部取り込みの疑い

内部放射能測定の結果を過去の平常時の測定平均値と比べ、その値が、平均値から統計的な変動にもとづくばらつきの幅を超えた場合等に、放射性物質の内部取り込みの疑いがあると判断している。

\* 3 再測定

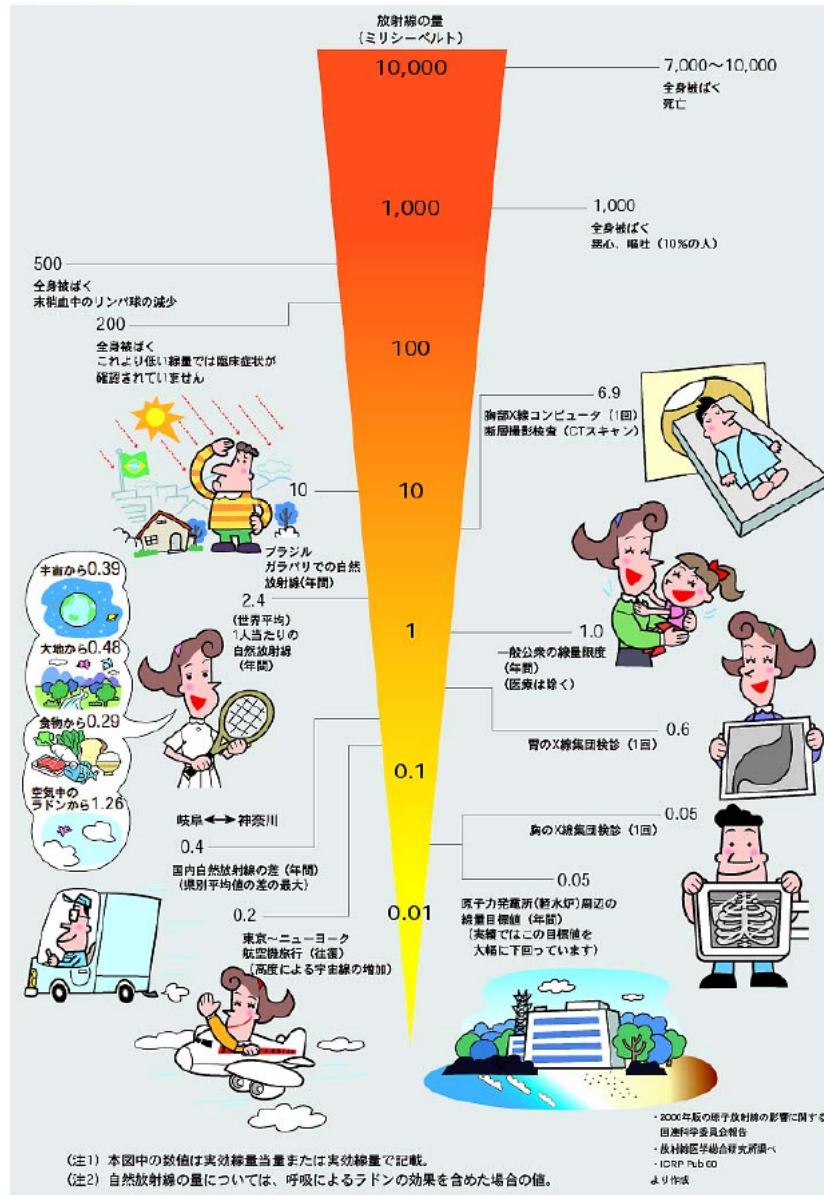
今回の事象のように内部取り込みの疑いがある場合、測定結果が身体表面に付着した極微量の放射性物質による可能性もあることから、翌日、再度測定を実施することとしている。

\* 4 シーベルト

放射線が人体に与える影響の度合いを表す単位。

法令で定める線量限度は、年間 50 ミリシーベルト、かつ 5 年間で 100 ミリシーベルト。

# 日常生活における放射線量との比較



本事象における放射線量

約0.005ミリシーベルト